



# 松風だより

編集発行人  
税理士法人  
**松尾会計**  
税理士 松尾きくゑ  
税理士 村田正和  
税理士 松尾優子  
〒525-0028  
草津市上笠4-33-13  
TEL 077(565)3238  
FAX 077(562)3287  
<https://www.kaikei-home.com/matsuo/>

うめ

## ◆ 2月の税務と労務

2月

(如月) FEBRUARY

11日・建国記念の日  
23日・天皇誕生日

- 国 税** / 令和7年分所得税の確定申告  
2月16日～3月16日  
(還付申告は申告期間前でも受け付けられます)
- 国 税** / 贈与税の申告  
2月1日～3月16日  
(税務署窓口での申告書受付は2月2日から)
- 国 税** / 1月分源泉所得税の納付  
2月10日
- 国 税** / 12月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)  
3月2日
- 国 税** / 6月決算法人の中間申告  
3月2日
- 国 税** / 3月、6月、9月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合)  
3月2日
- 国 税** / 決算期の定めのない人格なき社団等の法人税の確定申告及び納付  
3月2日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28

地方税 / 固定資産税(都市計画税)第4期分の納付  
市町村の条例で定める日

ワンポイント

**所有不動産記録証明制度** 相続登記の申請義務化(令和6年4月～)に伴う環境整備の一環として設けられた制度で、令和8年2月2日施行。特定の被相続人が登記簿上の所有者として記録されている不動産を、登記官が一覧的にリスト化し、証明書として交付を受けることができ、相続登記が必要な不動産を把握する際に役立ちます。

## 一括評価金銭債権の範囲

普通法人のうち各事業年度終了の時ににおいて資本金の額等が1億円以下であるもののうち一定のものは、貸倒引当金の繰り入れをすることができます。貸倒引当金の繰入限度額は、個別評価金銭債権と一括評価金銭債権とに区分して計算することとされています。一括評価金銭債権とは、売掛金や貸付金といった金銭債権で、個別評価金銭債権を除いたものをいいます。

具体的に、一括評価金銭債権に該当するものは、次のような金銭債権です。

1. 売掛金、貸付金
2. 未収の譲渡代金、未収地代家賃等、貸付金の未収利子などで、益金の額に算入されたもの
3. 他人のために立替払いをした場合の立替金(ただし、前払給料や概算払旅費などのように、将来精算される費用の前払いとして一時的に立替金などとして経理

## 経理の豆知識

### 残高試算表の作成

会計業務では、日々のお金のやり取りをまとめて確認するため、様々な会計資料を作成します。作成する会計資料の一つに、残高試算表があります。

残高試算表は、勘定科目ごとに借方と貸方の残高を計算してまとめた表です。決算のときには、決算整理仕訳の前と後にそれぞれ残高試算表を作成することが一般的です。残高試算表は、法的には作成義務はありませんので、決算時にのみ作成する企業もあると思いますが、それ以外の時に作成する企業も多くあります。

定期的に残高試算表を作成すると、自社の業績をより早く確認することができ、早い段階で経営改善に取り組みやすくなります。前年同時期や前月・前々月などと比較することも可能です。また、金融機関から融資を受ける際にも、資料として提出することで企業の現況を表した資料として扱われます。

## 土地の贈与 と賃貸借と使用貸借の違い

同じ人が貸家とその敷地を所有している場合に、その敷地の贈与を受けたときは、貸家建付地の贈与を受けたことになり、貸家建付地の価額は、自用土地としての価額から、自用土地としての価額に借地権割合と借家権割合と賃貸割合を乗じた金額を差し引いて求めます。この評価の対象となる宅地は、借家権

の目的となつて居る家屋の敷地の用に供されている宅地なので、借地借家法の適用がないとされている「社宅」の場合は、貸家建付地の評価は行いません。一方、使用貸借で借りている土地の上に貸家を所有している場合にその敷地の贈与を受けた時は、貸家建付地ではなく自用土地の贈与を受けたことになり、なぜなら、使用貸借で土地を使用する権利の価額はゼロとして取り扱われるからです。

